

平成 29 年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市の LED 防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申しあげます。

本市では平成 21 年度から防犯灯の LED 化を開始し、平成 28 年度には、鋼管ポール防犯灯の LED 化を ESCO 事業で進めました。これまでに、約 176,000 灯の LED 防犯灯を整備してきました。

工事を進めるにあたっては、自治会町内会の皆様には多大な御尽力をいただき深く感謝しております。

平成 29 年度は「鋼管ポール LED 防犯灯の新設」工事を主に、進めてまいりますので御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 平成 29 年度の LED 防犯灯の整備について

- (1) 鋼管ポール LED 防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・（約 100 灯）
- (2) 平成 28 年度の「鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業」で、ポールの劣化等で LED 化できなかった鋼管ポールの建替・・・・・・・・（約 130 灯）

平成 29 年度の申請は、「鋼管ポール LED 防犯灯の新設」のみとなります。

なお、緊急的な案件が発生したことにより防犯灯が必要となる場合には、随時御相談ください。

2 鋼管ポール LED 防犯灯の新設について

- (1) 自治会町内会からの申請に基づき設置を行います。
- (2) 設置場所の選定は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりや電柱が無く夜間の歩行に支障があるところとします。
- (3) 設置場所に下水管や水道管等の埋設物がある場合には設置ができません。
- (4) 一度設置した鋼管ポール LED 防犯灯は、場所の変更ができません。設置場所を決定する際には必ず、近隣にお住いの方々の合意形成を行ってください。

3 平成 28 年度の「鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業」で、ポールの劣化等で LED 化できなかった鋼管ポールの建替について

- (1) 「鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業」で申請をいただいたものの中で、本市が建替対象を選定しますので、自治会町内会からの申請書類の提出の必要はございません。
- (2) 自治会町内会所有の鋼管ポール防犯灯で建替の対象となった場合には、工事業者から連絡をいたします。

4 申請書類および提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) **提出期限：平成 29 年 5 月 31 日(水)まで**に、各区役所地域振興課に御提出ください。
- (3) 設置については、「横浜市防犯灯設置基準」に基づいた設置となります。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、御了承ください。

<横浜市防犯灯設置基準> (抜粋)

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

皆様からの全ての要望に対応することができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

この事業は、平成 29 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

5 LED防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯（ESCO事業で設置したLED防犯灯を含む）については、電気料金の支払いや故障時の修繕などの管理は横浜市が直接行っておりますが、故障の発見及び連絡など、日常の見守りにつきましては、引き続き自治会町内会の皆様の御協力をお願いいたします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記の連絡先までご連絡ください。**

港北区地域振興課 電話045-540-2243

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。

※裏面図参照）



管理番号が不明な際には、電柱番号・住所・目標物などをお知らせください。

②不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」等）

③不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレートまたは銀色のシールが付いています。</p> 
<p>碓子区 09 452</p> <p>Y 瀬谷区 T 555</p>	<p>プレートタイプ</p> <p>Y 鶴見区 AP 1234</p> <p>シールタイプ</p> <p>旭 区 H 10 9008</p>

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンターに御連絡ください。

東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンター

停電・設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

LED防犯灯の寄附制度について

～自治会町内会でLED防犯灯を独自に電柱へ設置する際にご検討ください～

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続きを行った防犯灯は、その後の電気料金の支払いや故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続きの詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

市民局地域防犯支援課

住所：横浜市中区港町2-6 横浜関内ビル3階

※来課される際は事前にご連絡をお願いいたします。

電話：045-671-3709



担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

FAX：664-0734